

平成 27 年度～平成 36 年度

中 期 財 政 計 画

平成 27 年 3 月

財務部 財政課

1 概要

中期的な歳入及び歳出の見込み、財政指標の目標などを盛り込んだ中期財政計画を策定する。

中期財政計画に基づき、中長期的な視点から規律ある財政運営を行い、不測の事態が生じても住民サービスを安定的かつ継続的に提供できる強固な財政基盤を構築する。

(1) 計画期間

平成 27 年度～36 年度（10 年間）

※浜松市総合計画基本計画の期間と同一

(2) 財政指標の目標

① 一人あたり市債残高

平成 26 年度末見通しの 612 千円/人を平成 36 年度末までに 10%削減し、550 千円/人以下とする。

- ・一人あたり市債残高の削減目標を達成するため、一般会計、特別会計、企業会計において、計画期間を通じた市債の発行(地方債)及び償還(公債費)を管理。
- ・市債の借入額を償還額以下に抑制し、元金ベースのプライマリーバランスを維持することにより市債残高を削減。

※市債残高は、一般会計、特別会計及び企業会計の残高の合計（臨時財政対策債、資本費平準化債を含む）。

② 補足目標

ア 実質公債費比率（フロー指標）

類似政令指定都市平均を下回る

- ・実質公債費比率とは、一般会計等が当該年度に負担する元利償還金及び準元利償還金の額について標準財政規模を基本とした額で割ることで指標化したもの。資金繰りの程度や財政運営における自由度を示す。

(参考) 平成 25 年度決算：浜松市 10.8% / 類似政令指定都市平均 8.5%

イ 将来負担比率（ストック指標）

実質 0%近傍を維持

- ・将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債等の額について標準財政規模を基本とした額で割ることで指標化したもの。将来負担すべき実質的な負債等とは、借入金（地方債）などの名目上の負債等から地方交付税の基準財政需要額に将来算入される額や負債の返済に充当可能な基金の現在高等を控除した額。
- ・近い将来に大規模事業が予定されていても、地方債が起こされていなければ、当該指標の算定には反映されないことを踏まえ、「実質」0%近傍と目標を設定。

(参考) 平成 25 年度決算：浜松市 8.9%

(3) 進行管理

毎年度、当初予算編成時に進捗状況の把握、検討を行いつつ、地方税財政制度の大幅な変更（臨時財政対策債のあり方、県費負担教職員にかかる権限・財源移譲など）や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じ目標の見直しを実施。

2 一般会計

(1) 歳入

(単位:億円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
1市税	1,307	1,280	1,292	1,470	1,487	1,519	1,528	1,520	1,527	1,534	1,525
2交付税	215	190	202	239	228	220	218	166	164	163	165
3国庫支出金	386	422	399	498	529	556	524	503	504	496	494
4県支出金	124	154	139	139	123	129	129	129	128	128	127
5市債	297	319	284	355	339	380	322	320	315	324	312
うち臨時財政対策債	139	123	119	170	145	127	124	197	194	191	196
6その他	490	584	565	504	537	540	525	518	522	525	537
合計	2,818	2,949	2,881	3,205	3,243	3,344	3,246	3,156	3,160	3,170	3,160

※表中の数値、表記については次のとおり(以下、同様の扱い)。

・26年度は2月補正後予算額、27年度は当初予算額。

・表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計が表内数値の計算結果と一致しないことがある。

(2) 歳出

(単位:億円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
I 義務的経費	1,441	1,452	1,456	1,816	1,826	1,834	1,823	1,817	1,804	1,802	1,788
1人件費	457	452	442	788	779	777	764	762	763	764	762
県費負担教職員分を除く				432	423	421	408	406	407	408	406
2扶助費	596	616	624	638	655	660	658	656	653	651	648
3公債費	387	384	390	390	392	397	401	399	388	387	378
元金	353	349	354	352	353	357	359	355	342	339	328
利子	34	35	36	38	39	40	42	44	46	48	50
II 投資的経費	422	545	461	458	520	602	499	423	422	422	418
1補助事業	166	189	208	234	297	365	270	209	210	208	209
2単独事業	206	308	210	181	180	194	186	171	169	171	166
3国直轄事業費	30	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
4災害復旧費	20	20	15	15	15	15	15	15	15	15	15
III その他	955	952	964	931	897	908	924	916	934	946	954
1物件費	396	427	433	405	364	370	374	369	373	372	372
2維持補修費	81	76	72	72	72	72	72	72	72	72	72
3補助費等	118	128	103	101	100	102	100	103	107	102	108
4繰出金	208	220	220	219	226	233	238	245	252	260	270
5公営企業支出金	90	90	123	122	123	121	120	116	119	129	121
6その他	63	11	13	12	12	10	20	11	11	11	11
合計(I+II+III)	2,818	2,949	2,881	3,205	3,243	3,344	3,246	3,156	3,160	3,170	3,160

(3) 試算の考え方

財源の根幹となる市税や地方交付税など一般財源を見込み、事業に附帯する特定財源と合算した歳入額の範囲内に事業費を見積ることを基本とし、年度別の事業費を投資的経費、扶助費のほか、主要事業を中心に試算。

① 歳入

ア 市税

i) 個人市民税

- ・ 28年度から31年度までは政府の経済見通し[※]、税制改正、納税義務者数見込みに基づき試算。32年度以降は人口減少に伴う納税義務者数の減を見込み試算。
- ・ 29年度以降は、県費負担教職員制度見直しに伴う税源移譲分（所得割2%相当分）を反映。

※「日本再興戦略」改訂版2014（平成26年6月24日閣議決定）における名目経済成長率（3%程度）

ii) 法人市民税

- ・ 28年度から31年度までは政府の経済見通し[※]、税制改正に基づき試算。32年度以降は31年度と同額で推移するものと試算。

※27年度以降の課税ベースの拡大及び28年度以降の実効税率の引下げによる影響は考慮していない

iii) 固定資産税・都市計画税

- ・ 地価の動向、3年ごとの評価替え、大型店舗出店等に伴う影響等を見込み試算。

iv) 軽自動車税

- ・ 28年度から31年度までは税制改正、過去の車種別登録台数の推移に基づき試算。32年度以降は31年度と同額で推移するものと試算。

v) 市たばこ税

- ・ 28年度から31年度までは、税制改正、喫煙人口の減少を見込み試算。32年度以降は31年度と同額で推移するものと試算。

vi) 事業所税

- ・ 28年度以降、27年度と同額で推移するものと試算。

イ 地方交付税

- ・ 基準財政需要額は 26 年度実績値で据え置き、基準財政収入額は市税収入などの増減を反映。
- ・ 29 年度以降、県費負担教職員にかかる権限移譲に伴う影響を反映。
- ・ 合併算定替は 32 年度までで終了、33 年度以降は一本算定。

ウ 国・県支出金

- ・ 投資的経費及び扶助費に係るものは、各事業費の推計から試算。

エ 繰越金

- ・ 実績を勘案し各年度 40 億円と試算。

オ 繰入金

- ・ 財政調整基金、特定目的基金について、収支不足額に充当。

カ 市債

- ・ 投資的経費に充当する市債は、投資的経費の規模に応じ試算。
- ・ 臨時財政対策債は、現行制度の 36 年度までの存続を前提とし、29 年度以降の県費負担教職員にかかる権限移譲、合併算定替の終了による増を見込み試算。

② 歳出

ア 人件費

- ・ 32 年度までの総人件費見直し指針（25 年度対比で 10%削減）を反映、33 年度以降は 32 年度と同額で試算。
- ・ 退職手当は、各年度の見込み数により所要額を試算。
- ・ 県費負担教職員にかかる権限移譲に伴う影響額として、29 年度以降、各年度約 360 億円程度を見込む。

イ 扶助費

- ・ 高齢者、障害者及び児童等に対する事業費は、事業毎に過去の伸び率や将来推計人口、単独事業の見直しなどを考慮して試算。
- ・ 子ども子育て関係費は、子ども子育て支援新制度による「子ども・若者支援プラン（事業計画）」を反映。

ウ 公債費

- ・ 26 年度までの発行分は償還計画による。
- ・ 27 年度以降の新規発行分については、利率を 1.8%で見込む。 ※27 年度当初予算と同率
- ・ 新規発行分は、過去の発行実績に基づき、市場公募債 100 億円（10 年満期一括償還）、残額の 2 割を政府系資金（3 年据置、15 年元利均等償還）、8 割を銀行等民間資金（10 年元金均等償還）での借入と仮定して試算。

エ 投資的経費・維持補修費

- ・ 新清掃工場の建設、第三都田地区企業用地の整備など大型事業について、所要事業費を確保。
- ・ 小中学校や協働センターなど公共建築物における施設・設備等の機能維持、道路・橋りょう等の安全安心の確保に向けた老朽化対策など必要な事業費を確保。
- ・ 公共建築物や道路・橋りょう等のインフラ資産について、新設改良から既存ストックの長寿命化、予防保全による対応へシフト。
- ・ 厳しい財政状況においても市民にとって必要な事業にかかる予算として、計画期間を通じて投資的経費・維持補修費を合わせ単年度平均で 550 億円程度の事業費を確保。

オ その他

- ・ 公営企業会計支出金は、下水道事業における西遠流域下水道の移管（27 年度末）、病院事業における新病院建設などによる影響を反映。

3 全会計

一つの経営体として、一般会計、特別会計（15 会計）、企業会計（3 会計）を包括的に捉え、全会計の予算規模及び市債残高を示すもの。

(1) 予算規模

(単位:億円)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
I 一般会計	2,818	2,949	2,881	3,205	3,243	3,344	3,246	3,156	3,160	3,170	3,160
II 特別会計	2,052	2,152	2,205	2,232	2,289	2,332	2,364	2,419	2,460	2,516	2,567
1 国民健康保険	836	928	954	975	988	1,002	1,016	1,030	1,045	1,060	1,077
2 介護保険	585	596	623	637	681	707	724	762	795	834	873
3 後期高齢者医療	78	83	86	90	93	97	100	104	108	113	117
4 と畜場・市場	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 農業集落排水	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
6 中央卸売市場	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7
7 公共用地取得	5	2	3	3	2	1	1	1	-	-	-
8 小型自動車競走	130	126	117	116	112	107	102	102	103	102	102
9 駐車場	9	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10 簡易水道	8	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-
11 公債管理	387	385	389	390	392	397	401	399	388	387	378
12 その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
III 企業会計	630	641	706	712	678	684	719	817	674	719	647
1 病院	99	92	89	90	91	96	133	243	107	164	108
2 水道	169	179	186	196	190	192	192	185	182	178	165
3 下水道	361	371	431	426	397	396	394	389	385	377	374
合計(I + II + III)	5,501	5,742	5,792	6,149	6,210	6,360	6,329	6,392	6,294	6,405	6,374

※表中「-」は数値がない場合、表中「0」は表示単位未満の数値である場合を示す。

(特記事項)

- 国民健康保険 …… 過去の伸び率、人口推計等を考慮して試算
- 介護保険 …… 過去の伸び率、人口推計等を考慮して試算
- 簡易水道 …… 29 年度に水道事業に経営統合
- 下水道 …… 27 年度末に西遠流域下水道事業が静岡県から本市へ移管。同時に債務残高(約 120 億円)も移管。

(2) 一人あたり市債残高

(単位:億円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
I 一般会計	2,747	2,717	2,647	2,650	2,635	2,658	2,621	2,587	2,560	2,544	2,528
うち臨時財政対策債	1,059	1,086	1,098	1,152	1,167	1,152	1,123	1,165	1,198	1,224	1,257
II 特別会計	91	87	83	38	33	28	25	23	22	21	20
1と畜場・市場	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2
2農業集落排水	9	9	9	8	8	7	7	6	5	5	4
3中央卸売市場	5	5	4	3	3	2	2	1	1	0	0
4公共用地取得	12	9	7	4	2	1	0	-	-	-	-
5駐車場	21	18	14	11	7	3	2	1	0	0	0
6簡易水道	35	36	38	-	-	-	-	-	-	-	-
7その他	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13	14
III 企業会計	2,117	2,058	2,119	2,094	2,028	1,968	1,946	2,037	1,976	1,844	1,759
1病院	207	199	187	176	164	158	191	339	336	262	236
2水道	219	213	213	250	249	249	249	248	248	248	246
3下水道	1,692	1,646	1,719	1,668	1,615	1,561	1,506	1,450	1,392	1,335	1,277
合計 (I + II + III)	4,956	4,862	4,849	4,782	4,695	4,653	4,592	4,646	4,558	4,410	4,308

(単位:人)

人口	809,588	808,270	806,235	804,167	801,854	799,308	796,475	793,557	790,373	786,994	783,429
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※一人あたり市債残高の算出に用いた人口は、25年度人口(26年4月1日の住民基本台帳人口 810,847人)を基準に、「浜松市の 将来推計人口(25年3月推計)」に基づく減少率を乗じて試算。

(単位:千円)

一人あたり市債残高	612	602	601	595	586	582	577	585	577	560	550
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(参考) 人口減少・少子高齢化の下での中期財政計画

○「浜松市の将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（浜松市企画調整部企画課）

・本市人口

区分	平成 22 年 A	平成 57 年 B	増減 C(B-A)	増減率 D(C/A)
人口	800,866 人	664,406 人	△136,460 人	△17.0%

・構成別では、

区分	平成 22 年 A	平成 57 年 B	増減 C(B-A)	増減率 D(C/A)
年少人口 (0～14 歳)	113,261 人 (14%)	72,506 人 (11%)	△ 40,755 人 (△ 3 割)	△36.0%
生産年齢人口 (15～64 歳)	504,409 人 (63%)	339,620 人 (51%)	△164,789 人 (△12 割)	△32.7%
老年人口 (65 歳以上)	183,196 人 (23%)	252,280 人 (38%)	69,084 人 (15 割)	37.7%

○人口減少・少子高齢化に伴う財政への長期的な影響、懸念（地方税財政制度が現行どおりとした場合）

(歳入)

・市税等

生産年齢人口の減少に伴う個人住民税など所得課税の減少が懸念される。また、総人口の減少に伴う消費活動の総量低下により、消費税をはじめとした消費課税の減少が懸念される。

・地方交付税

所得税、消費税等の国税を原資とする地方交付税においても上記の市税等と同様のことが懸念される。

(歳出)

・社会保障関連経費

老年人口の増加に伴い、高齢者に対する扶助費や国民健康保険、介護保険など各種社会保障関連経費の増加が懸念される。

(その他の関連する留意点)

・行政効率の低下

人口が減少し、人口密度が低くなると、一般的には行政効率は低下する。

・公共施設等の統廃合・長寿命化

学校、公営住宅などの公共建築物、道路・橋りょうや上下水道管路などのインフラの更新等に多額の経費が見込まれるため、公共施設等の統廃合・長寿命化が一層求められる。

・一人あたり市債残高

人口減少下においては、市債残高が一定であっても一人あたり市債残高は増加する。

○中長期的な財政運営指針となる中期財政計画の必要性

・上記を踏まえると、人口減少下においてこそ、中長期的な視点から財政の健全化を意識して財政運営を行うことが重要。

・まずは、30 年先の将来を念頭に今後 10 年の市が実行する総合的な施策を定めた浜松市総合計画基本計画と同じ 10 年を対象期間に中期財政計画を策定し、一人あたり市債残高の縮減を主たる目標とする。